

## 道路への

# 植木や草花のはみ出しは危険です

～ご自宅の生垣や植木は、道路へはみ出していないですか？～



⚠ 生垣  
⚠ 雑草・竹

⚠ 植木、花株  
⚠ 鉢植え、プランター



道路にはみ出した草木等は、通行や視界の妨げになることがあります。

(例) ・枝や雑草が道路まで伸び、先が見づらい

・たれ下がっている枝を避けたら、車とぶつかりそうになった

・強風で木が倒れ、道をふさいでいる

・落ちていた実ですべて転んだ 等々



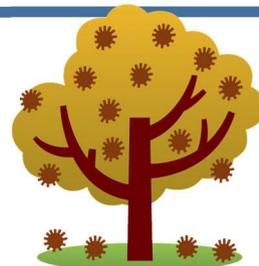
### みなさまへお願い

○生垣や植木、花株は、定期的に剪定しましょう

○雑草や竹は、伸びる前に刈りましょう

○鉢植えやプランターは、敷地からはみ出さない所に置きましょう

○落ち葉や実は、こまめに清掃しましょう



⇒万が一、私有地から生えている草木等が原因で、歩行者や車両の事故が起こった場合、その草木等の所有者が賠償責任を問われることがあります。(民法第717条)

生垣や植木は、所有者の方の責任で適切に管理をお願いします。

栃木市役所 道路河川維持課 ☎0282-21-2403

